

新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金

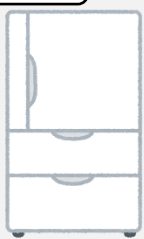
市民や小規模事業者等の経済負担の軽減を図るため、
省エネ家電製品への買換え等費用などを補助します。

購入対象期間：令和8年9月19日から令和9年2月28日の間に購入した省エネ家電
申請受付期間：令和8年9月19日から令和9年3月1日（予算がなくなり次第終了します。）

補助対象機器

1 補助対象者あたり 1 台申請できます。

冷蔵庫



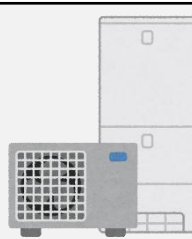
※目標年度 2021 年度

冷凍庫



※目標年度 2021 年度

高効率給湯器



※目標年度 2025 年度

※高効率給湯器は、

- ・ヒートポンプ給湯器
- ・潜熱回収型ガス給湯器
- ・潜熱回収型石油給湯器
- ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器です。

※省エネラベルに表示

令和8年9月19日以降（領収書等の日付）に新品（未使用）の省エネ家電製品等を購入し、令和9年2月28日までに既存の家電製品等と交換し設置する必要があります。

対象省エネ家電製品

日本産業規格 C9901 に基づく省エネ基準達成率が 100%以上である冷蔵庫、冷凍庫、高効率給湯器（家庭用燃料電池設備【エネファーム】は対象外です）

省エネ達成基準達成率は家電量販店等で家電ごとに貼られている「統一省エネラベル」で確認するか、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認できます。

どちらでも確認ができなかった場合は各メーカーにお問い合わせください。



統一省エネラベル



この箇所が 100%以上となっている製品が対象です

「省エネ型製品情報サイト」は、
省エネ型製品情報サイト 検索
または

URL : <https://seihinjyoho.go.jp>

補助金額

補助対象経費	購入店の区分	補助率	補助限度額
対象家電製品の購入及び設置に要した費用(消費税及び地方消費税の額を除く)の合計額	市内に本店を置く店舗	補助対象経費の2分の1	50,000円
	市内に本店を置く店舗以外		20,000円

補助対象者

※複数種の機器をご購入された場合は、合計金額が補助対象経費となります。

- ①新城市民又は市内に事業所を有する小規模事業者、個人事業主、その他法人であること。
- ②補助対象者が自ら居住する市内の住宅又は市内の事務所に設置すること。
- ③買換えであること（高効率給湯器は新設でも補助対象になります）。

補助申請方法、申請・問合せ先は裏面をご覧ください

申請の流れ

対象家電の購入

令和8年9月19日以降
に購入したもの

- ・購入家電等が補助要件に合っているか、購入前にご確認ください。
- ・令和9年3月1日までに申請が間に合うように設置スケジュールを考慮して購入してください。なお、予算が上限に到達した場合は申請の受付を終了しますので、ご了承ください。**※新城サクラ pay 生活応援券での支払は対象外**

対象家電の 設置・交換

- ・申請者本人が居住する住宅または市内の事業所に設置してください。
- ・既存の家電は家電リサイクル法に基づき適切に処分してください（添付書類にリサイクル券の写しが必要）。なお、冷蔵庫と冷凍庫は、買換え前の家電を処分し、新しい省エネ家電に交換するものを対象としているため、新規の設置や既存の家電製品を他者に譲り渡した場合などは補助の対象外です。
- ・高効率給湯器は設置後の写真が必要です。

交付申請兼請求

令和8年9月19日から
令和9年3月 1日まで

- ・必ず**設置後**に申請してください。（設置前の受付は不可、申請の予約も行いません）
- ・申請に必要な書類をすべてそろえて、新城市環境政策課（市役所本庁舎2階）までに持参、または郵送・FAX・オンライン申請にて提出してください。**※開庁時間外においては持参される方の対応はできませんのでご注意ください。**
- ・申請の受付は【先着順】となります。受付日は窓口提出の場合は提出時、郵送・FAXの場合は市役所到着日を受付日とします。なお、添付書類の不備などにより受付ができない場合がございますので、よくご確認の上、提出してください。

審査

- ・審査は通常1か月程度お時間をいただきます。（審査の内容によってはそれ以上かかることがあります）

交付決定 補助金交付

- ・審査の結果、交付を決定した場合は、申請者の住所等に「交付決定通知書」を送付します。
- ・振込日は「交付決定通知書」送付後2～3週間程度を予定しています。

交付申請兼請求時提出書

- ・新城市省エネ家電買換え等促進補助金交付申請書兼請求書（第1,2号様式）
- ・領収書、レシート等の写し（購入日、機種名（型番）、購入店舗の所在地等が記載されているものが必要）
- ・対象家電製品のカタログや取扱説明書等の写し（省エネ基準100%以上達成が確認できること）
- ・メーカー発行の対象家電製品の保証書の写し
- ・特定家庭用機器廃棄物管理票の写し（冷蔵庫、冷凍庫買替えの場合）
- ・設置後の写真（高効率給湯器買換え及び新設の場合）
- ・振込先を確認できるものの写し

オンライン申請▼

冷蔵庫及び冷凍庫 高効率給湯器



補助金申請・
問合せ先

〒441-1392 新城市字東入船115番地 新城市役所本庁舎2階
新城市 市民協働部 環境政策課 TEL: 0536-23-7690(直通)
FAX: 0536-23-7047 MAIL: e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp